

愛知県マンション建替法に係る要除却認定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）第102条の規定による除却の必要性に係る認定（以下「要除却認定」という。）に関し、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年愛知県規則第9号。以下「細則」という。）に定めのあるもののほか、申請に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(事前相談)

第2条 要除却認定（法第102条第2項第一号に該当するものとして受ける認定に限る。）を申請しようとする者は、当該申請を円滑かつ確実なものとするため、申請を行う前に要除却認定事前相談書（様式第1）に次に掲げる図書及び書類を添えて、住宅計画課に、あらかじめ事前相談をするものとする。

一 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号）第49条に定める図書又は書類（構造計算書を除く。）

二 当該申請に係る建築物の外観写真（外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの。）

2 住宅計画課は、前項に定める事前相談を終えたときは、事前相談の結果通知書（様式第2）により相談者に通知するものとする。

(専門機関の判定)

第3条 要除却認定（法第102条第2項第一号に該当するものとして受ける認定に限る。）を申請しようとする者は、前条第1項の規定による事前相談の後、申請を行う前に、当該申請に係る建築物が法第102条第2項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことについて細則第1条第2項に規定する知事が適切であると認める者（以下「専門機関」という。）の判定を受けるものとする。

2 前項の判定の申請にあたっては、前条第2項に定める事前相談の結果通知書の写しを添付するものとする。

3 専門機関は、愛知県耐震改修促進法に係る認定に関する要綱第3条第5項各号のいずれかに該当する者とする。

(認定申請)

第4条 要除却認定の申請は、法令等に定めのある書類のほか、次の表(い)欄に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ同表(ろ)欄に掲げる図書及び書類を添えて提出するものとする。

	(い)	(ろ)
(一)	法第102条第2項第一号に係る申請	一 事前相談の結果通知書の写し 二 専門機関の判定書（当該判定の申請書に添付した各種図面を含む。）の写し

(二)	法第102条第2項第二号に係る申請	要除却認定実務マニュアル（令和3年12月国土交通省。以下「国マニュアル」という。）に定める火災安全性不足に係る調査報告書（参考様式）
(三)	法第102条第2項第三号に係る申請	国マニュアルに定める外壁等剥落危険性に係る調査報告書（参考様式）
(四)	法第102条第2項第四号に係る申請	国マニュアルに定める配管設備腐食等に係る調査報告書（参考様式）
(五)	法第102条第2項第五号に係る申請	国マニュアルに定めるバリアフリー不適合に係る調査報告書（参考様式）

附則

この要綱は、平成27年3月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年2月18日から施行する。

様式第1 (第2条第1項関係)

要除却認定事前相談書			
年 月 日			
愛知県知事殿			
次のとおり、マンションの除却を行う必要がある旨の認定について事前相談します。			
1 相談者の 住所、氏名 電話番号 及び業種	〒 電話 () - [区分所有者・設計者・施工者・不動産・その他 ()]		
2 建築物の名称			
3 建築物の位置			
4 建築確認の有無	1)有り 2)無し 3)不明 (年着工)	5 建築確認年月日 番 号 検 査 済 証	年 月 日 第 号 年 月 日
6 建築物の 用途・規模	用途 () /階数 地上 階、地下 階、塔屋 階 建築面積 . m ² /延べ面積 . m ²		
7 建築物の構造	1) 鉄筋コンクリート造 2) 鉄骨造 3) 鉄骨鉄筋コンクリート造 4) 木造 5) 枠組壁工法 6) 組積造 7) 混構造 () 8) その他 ()		
8 耐震改修箇所	年 月 日 概要() 年 月 日 概要() 年 月 日 概要()		
※ 受付欄	※ 回答欄	※ 備考	
年 月 日	年 月 日		
第 号	第 号		
係員印	係員印		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 ※印欄には、記入しないこと。

年 月 日

(相談者 住 所
氏 名) 様

愛知県建築局公共建築部住宅計画課長

事前相談について (通知)

年 月 日付けで事前相談のあった下記建築物については、要除却認定手続きを進めてください。

記

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の所在地

担当

電話